

新型インフルエンザ等対策に関する  
業務計画および事業継続計画

令和元年6月21日

鶴岡ガス株式会社

## 目次

### 第1章 総則

1-1. 業務計画の目的・基本方針

1-2. 業務計画の運用

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-2. 情報収集および共有体制、関係機関との連携

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1. 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

3-2. 感染対策の検討・実施

### 第4章 事業継続計画

4-1. 基本方針

4-2. 継続業務の特定と継続方法

4-3. 特定接種に関する事項

### 第5章 その他

5-1. 教育・訓練

5-2. 計画の見直し

## 第1章 総則

### 1 - 1. 業務計画の目的、基本方針

- (1) この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

### 1 - 2. 業務計画の運用

- (1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条 第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
  - ・感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。
- ※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 2 - 1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定めるとおりとする。

〈発生段階〉

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者

	<p>が発生していない状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域発生早期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域未発生期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)</li> <li>・ 地域発生早期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)</li> <li>・ 地域感染期 (各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態</p>

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザの発生状況	体制の区分
(未発生期・海外発生期)	(平常時)
国内発生早期	第一次非常体制
国内感染期	第二次非常体制

(3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。

(4) 非常体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務局（以下単に「事務局」という。事務局は総務部に置き、事務局の長は総務部長がこれに当たる。）の具申にもとづいて社長が決定する。ただし社長が不在の場合には、あらかじめ定めた代行者[別表第2]により代行する。

(5) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制[別表第1-1、別表第1-2]を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。

- (6) 社長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

## **2 - 2 情報収集および共有体制、関係機関との連携**

- (1) 平常時より、事務局等は、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、[別表第3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 非常体制時各班は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

## **第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項**

### **3 - 1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法**

#### **3 - 1 - 1 第一次非常体制における対応**

- (1) 総務班、製造班、供給班、営業班は、新型インフルエンザの感染状況に応じて、2 - 1に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

#### **3 - 1 - 2 第二次非常体制における対応**

- (1) 総務班、製造班、供給班、営業班は、新型インフルエンザの感染状況に応じて、2 - 1に定める事業運営体制を維持・強化する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

### **3 - 2 感染対策の検討・実施**

#### **3 - 2 - 1 平常時における対応**

- (1) 従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

#### **3 - 2 - 2 第一次非常体制における対応**

- (1) 総務班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
- ①新型インフルエンザの基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等

- ②総務班に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ③発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
- ④従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関する事
- ⑤会議・集会等とその出席者数の制限に関する事
- ⑥新型インフルエンザ発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

### 3-2-3 第二次非常体制における対応

- (1) 総務班は、第二次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。
  - ①国内外の新型インフルエンザ感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患状況を継続的に把握し、周知する。
  - ②従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
  - ③会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
  - ④第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
  - ⑤第二次非常対策本部の指示に基づき、産業医より適宜助言を求める。
  - ⑥国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ予防措置を実施する。

## 第4章 事業継続計画

### 4-1. 基本方針

#### (1) 最優先する事項

お客さま、従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

#### (2) 事業継続計画の基本的な考え方

ガスの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと対する業務は最小限度に止める。

#### (3) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、社長が事業継続計画を発動する。

## 4 - 2. 継続業務の特定と継続方法

### (1) 優先業務・非優先業務の分類及び継続方針

平常時の業務を 表-4-1 のとおり2つに分類し、原則「A 優先業務」を継続、「B 非優先業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表-4-1 業務の分類

区分	名称	内容
A	優先業務	都市ガス、プロパンガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	非優先業務	都市ガスの製造・供給の継続、プロパンガスの供給の継続に直接関与しない業務

### (2) 具体的な業務の区分

表-4-2のとおり業務を区分する。

表-4-2 業務の区分

部門	業務	区分	備考
原料 製造	原料（LNG、LPG、ブタン）の受入に関する業務	A	
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭
	特定製造所（簡易ガス）への配送業務	A	
	製造関連施設（都市ガス）及び特定製造設備（簡易ガス）の維持管理業務	A	設備の保守点検、巡回、応急手当等
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	LPG充填・配送	A	
緊急 保安	ガス漏れ、供給支障対応	A	(※1参照)

システム管理	製造・供給・顧客管理等、製造・供給に必要なシステムの保守業務	A	導管図面システム含む
総務 人事 経理 広報	感染拡大に関する業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスクミ対応
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	
お客さま 関連 業務	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開閉栓含む（※2参照）
	検針	B	
	面对しての料金收受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	ガス機器販売、修理	B	（※2参照）
	新規営業	B	
資材	製造・供給継続に必要な資材類（導管材料含む）の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	
研究	研究開発業務	B	

（※1）

お客さまとの面对業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、面对を抑制する。但し（※2）の考え方は適用する。

○マイコン復帰 電話復帰して頂く。ガス臭い等の異常がない限り出勤しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する（原則、灯内内管の修理は行わない）。

○機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

（※2）

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要な施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

（3）業務継続における人員計画



平常時、第二次非常体制時の人員計画は〔別表第4〕による。

#### 4-3 特定接種に関する事項

本事業継続計画、各部門別に定めた優先業務を遂行するための必要最低人員について、厚生労働省の指示に基づき特定接種の登録申請を行うものとする。

### 第5章 その他

#### 5-1. 教育・訓練

##### (1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

##### (2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

##### (3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

##### (4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

#### 5-2. 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

付 則

平成26年3月28日 制定

平成27年6月26日 一部改定

平成28年7月27日 一部改定

令和元年6月21日 一部改定